

「風の人」準備号 7 (97年 11月 16日)

////////////////////////////////////

公判第 2 週の報せ(10 月 27～30 日)

共に浮かぶ会の皆様

11月 2 日 城崎勉

「風の人 準備号 5」や空気の入るナントカなどなどこの一週間に受け取りました。本当に支えられているという思いで、元気一杯というところです。

まず、お詫びと訂正をしなければなりません。

「風の人 準備号 5」の P.3 右側の中段ぐらいにあるのですが、10 月 15 日の予審での申し立ての一つに関して、正しくは、私の学業成績については、弁護士側からの申し立てが却下で証拠として採用するというのが判事の裁定でした。私は、そんなものは証拠として意味はなく、申し立てが採用されるのが当然と考えていたこと、及び、マイクを通じて法廷内に流される英語の音声の強弱がひどくイヤフォンからの同時通訳の日本語のうまく聞き取れなかったことから、自分の考えのとおりになったと早合点していたのです。誤報を流したことをお詫びします。ついでに言うと、検察側は、私が工学部に在籍していたことから爆弾やロケットの基礎知識を有している、と立証したがつていること、それが証拠の一部として採用された理由ということでした。

さて、公判第二週(10/27～30)について簡単に報告します。本来なら、31 日(金)までの五日間のはずですが、この日は判事の都合で(?)休廷だったため四日間でした。

証人尋問の進行状況は、日本人 4 人、インドネシア人 10 人、US 人 6 人が終了し、他にインドネシア人証人の尋問が進行中となっています。勿論(?), 全員が検察側です。

判事は思うように進行していないことにやきもきし、陪審員のいない場所で双方に早い進行を何度も促しているのですが、証言の矛盾や証拠能力そのものをめぐっていろいろと問題があるためなかなか判事の思惑どおりには行かないという実情があります。

裁判のナガレとしては、圧倒的に被告・弁護側有利!と書いていいでしょう。

ただし、在 NY のある人からの手紙に旨、記されていました。ということは、検察側が提出するさまざまなオドロオドロしている証拠物とそうした法律の存在が陪審員にどのような心理的作用を及ぼすのか不明なので、決して楽観はできないということになります。

以下、私にとって印象的だった事例をいくつか記します。上に「圧倒的に有利」と記したことがそれらの中に示されると思います。〈その一〉 高橋にまつわる証拠能力について

高橋とは元警視庁公安一課の高橋正一のことです。検察側は高橋に私が赤軍派中央軍のメンバーで「M 作戦」で 16 件も起訴されたことなどを証言させようともくろんでいたのです。が、陪審員を退廷させての尋問の中で、高橋は当時のデスクとして 16 件の取調べに関わっていたのであり、それを日本なら立派な証拠能力をもった証人として通用するけど、US 法では、直接尋問者でないの不可能はことが明らかとなり、検察側はオタオタ。更に、私がいつから赤軍派中央軍に参加し...と自供したと高橋が証言するはずだったらしいのだけど、高橋が、「それは私がいろんな事実を照合して作成した報告書です」と言うに及んで、検察側はまさお! 「高橋に記憶をよび戻してもらおう」とかなんとか言って見ぐるしい姿をさらけ出すという一幕もありました。

実は弁護側の申し立てを立証するため、私も証人台に立って、日本における拷問的取調べの実情や弁護士との交通権のなさなどを話す予定になっていましたが、検察側のあまりにも見苦しい姿にあきれ返ったのか、助け船を出すつもりだったのか、が「これ以上こういう形でやってもムダなので....」と裁定(つまり証言範囲を限定)し、陪審員を席に戻して高橋の証言となったのです。

言葉足らずなので分かりにくいかもしれませんが、日本でなら証拠となるものもUSでは、伝聞なので証拠能力なし(!)となる一例としてあり、私には印象的でした。〈その二〉二女性証言のおかしな証言

(a) Pホテルの元受付係は、彼女がチェックインを受け付けた Mr.菊池は被告席に座っているにちがいないと断言しました。しかし、新しい説を持ってです。

彼女はこれまで、Mr.菊池の日焼けしたような(汚い)髪、きつい目つきなどを特徴としてあげ、とくにその目つき、目をみれば100%判別できるとも言っていました。ところが、法廷では、「彼はカッコよかったので、もっと話していたかった」などと言って皆を笑わせたばかりか、「そのカッコよさが今も残っている」から私にまちがいなしと証言しました。50男をつかまえてCUTE(かわいい、かっこいい)とはなんてことだ!ウーン。

「なかなかの役者ぶり!」

という感じでしたが、しかし、キツイ目のことにはまったく触れず、その理由がすぐに判明。それは、検察からネクタイの色柄で示すように言われたとき、コンタクトをしていないのでネクタイの柄がよくわからないと言って、わざわざ私の方向に近づかざるをえなかったからです。

(b) もう一人の女性。Mホテルの元受付係もやはり新しい説をもち出しました。

それはカメラ事件とでもいうもので、Mr.石田が彼女をそのことでひどくののしたというものです。だから決して忘れることはできないと言って検察をニンマリさせました。ところが、その忘れることのできない顔を公判廷では「見当たりません」と答(*ママ)えたので検察はオタオタ。丁度、休廷になったのを利用して、用事をつくって、彼女を私の近くへと連れてきたりしたのですが、そもそも人違いなのですから、記憶がよみがえるなんてことが起こるわけがありません。あはは....。

当然ながら、弁護側は別の証人へのものを含めて、こうした矛盾証言を鋭く追求したのは言うまでもないでしょう。

他方、検察側は、Mホテルの受付係でこりたのか、以前から別の人物(W氏[イニシャル表示に替えました=浮かぶ会])と似ていると言っていた女性には、「忘れました」「憶えていません」と連発させて弁護側の追求をそらすよう工作した様子でした。〈その三〉ポリス(現場写真班)に対する検察の大失態

検察は、彼がUS大使館及びその発射地の写真班長だったことを証言させ、はいごころうさまといくと考えていたようです。実際、何人もの証人がその程度の証言で終ったりしています。

ところが、弁護側はそれを許しませんでした。

彼のチームは、まずPホテルへ行き現場証拠写真を撮った後、US大使館の方へと回ったのです。が、検察の方はそのことを見落としていたのです。それは以前にFBIエージェントが彼を尋ねたときも、FBIにとって最大の関心事であるUS大使館のことだけを尋ねたということに由来していると言えます。そんな過去のいきさつはどうでもいいとして、弁護士がPホテルの調査報告書を示しながら尋問したので、まず検察はアゼン、ポーゼン。

そればかりか、弁護士がその報告書に添付されている 827 号室の写真のコピーの一つを示して、「ここに缶は写っていると言えるのか？」と質問。このポリスは「コピーは鮮明でない」をくり返して逃げ通した形になったのですが、検察の方はびっくりぎょうてん、まっ青。というのも、そこにありもなかった缶(ソフトドリンクだともビール缶だとも説は一定せず)から、それをもって、すべてが私の仕業であると立証しうる最大の証拠となっているからです。

次に、法廷におけるエピソード的なもの——もちろん、中には後に判決に影響を及ぼすものもあり——をいくつか紹介します。

◎ あるインドネシア人は、弁護士によって検察側からの下工作について質問があった際、検事席に同席しているのが FBI 要員であることをバクロするというハプニングが起きました。予審での裁定では、同席を認めるが二人が FBI であることを明らかにしないこととなっていたのですが、陪審員にも二人の身元が明らかになり、他方、弁護士の方はこれで話がしやすくなったと言わんばかりに、「エージェント K」を連発。ハハハ....。

◎ ある証人のおかしな発言を追求していた弁護士は、US 大使館に貼りだしてある「テロリストの発見・逮捕への協力に賞金」という話しをもちだしました。検察や FBI が無駄としか思えないほどに大量の証人を呼び寄せているとことと理由の一端がそれでも明らかになった、と私には思えました。そして、上記した US 内での対テロ法の効果など考えると、そうしたことが証人だけでなく、陪審員にもなんらかの影響を与えるであろうことを考慮せざるをえないと考えています。

◎ 30 日の午前の法廷を学童が参加。ナントカ学校の 7 年生で約 140 人くらい、引率者 2 人、これだけでも私にとってはビックリだったのに、裁判長が「これは 11 年前...で被告は日本人、現在の証人はインドネシア人で、この法廷では 3カ国語が用いられ....」などと解説ときたので、「ウーン、日本とは全然違うな!」とうなりそうになりましたよ。ホント。

この判事はジョークのとぼしい法廷を考慮してか、陪審員のために一日に一つか二つはジョークを言うのですよ。大笑いしたくなるようなことがあってもニガ虫をかみつぶしたような顔をしている日本の判事と大違い!

◎ 菊池氏(本物)の証人尋問のとき、弁護士が一葉の写真をとりにだして、私に「これは本当に君ではないのか? もし君だったら、提出した後、大変なことになるぞ!」とオドシ。ヒラヒラさせながら言うから良くみえない。けど、まさか合成写真ではあるまい。...後でわかったのは、私が退廷したときの尋問のときレンターカー会社の職員が「警察が来て証拠書類(を押収するのではなく)その写真をと(*ママ)っていった」と証言したらしいのです。弁護士の方はインドネシアへの調査旅行の際に、それを把握した上で警察当局にかけあって数々の写真を入手していたこともわかりました。ナルホドネ、ケッコーヤルジャナイ!と思うと同時に、私の反応をみるためにわざとヒラヒラさせながらオドシてみせるというイヤラシイ手口を使うなつての!とも思ったものです。

◎ 「送った」はずの裁判資料が東京の K 弁護士にはいつまで経っても届かなかつたり、私に対しても「すぐ入れる」と約束しておきながら裁判資料が入らなかつたり——最新の例では冒頭陳述。何度も要求し、その都度、OK! 判った!と言っているのだけど全然その気配なし。おかげで私の方から手紙(公判廷での問題メモ)も手渡すこともできず、とどこってる——と書いたら、持ってきてくれ、私からも渡すことができました。

上述のように独自調査で手腕を発揮し、検察をアゼンとさせたりしてはいるのだけど、弁護士との関係は決してうまくいっているのではないことを付け加えておきます。

P.S.

第二週の出来事とは直接関係はないのですが、おかしなことに気付きました。

インフォーマーのことです。かの YK 氏(※注. 菊村憂氏と思われる)を重刑へと導いたアルメニア人インフォーマーの証言のみを頼りに検察 FBI は私にローマ事件やシティバンク事件をおしかぶせようとしてました(なんとその同じ時期に弁護士などからは、有罪を認めた上での「司法取引」をおしつけようとしてました)。

FBI 説によると、私はそのインフォーマーにローマ事件をやったのは自分だ、と自慢したそうです。これまでうっかりしていたのですが、ジャカルタ事件はローマ事件のほぼ一年前のことであり、私の指紋云々というストーリーはとっくに作られていました。もし、私が FBI の描くような口軽の自慢屋だとしたなら、私がインフォーマーに対してローマのことだけでなく(というよりもローマのことよりも)ジャカルタのことも自慢したはずではないでしょうか？ いや、それどころか、各地で起こっているいろんな事件も自分が関わっていたと自慢したことでしょう、そういう男なら。

FBI・インフォーマーのでたらめぶりが改めて明らかになるのではないのでしょうか。 11.2 城崎 生

公判第3週の報せ(11月3~7日)////////

共に浮かぶ会の皆様

11月 城崎 勉

公判第三週目の状況、エピソードなどを報告します。

第三週は、日本からはるばるお越しいただいた支援の方が二人、傍聴席に陣取り、無声ではあれ心から励まし、声援を送って下さいました。(このことに気付いてあわてたのか、大使館の方もこれまでの一人体制から二人(以上)体制へと変わったようでした。

——税金もムダ使いするなよ、と言ってやりたい。といっても私は日本国に対してこれといって税金は払っていないけど、でも言う権利はあると思ってまっせ)。

証人尋問はインドネシア人9+¥人(この¥人は前週からの継続)、US 人証人7+¥人(この¥人は前に証言したのが特別にでてきたもの)でした。そして、これまで検察証人は一応、終了となりました。

——エッ！ おい！ たしかインドネシア人証人は25人ということだったんじゃないか(？)まだ、何人か残ってんじゃないの？！ という人がいたら、その人の疑問はもっとも。実は、途中何度でも判事から公判のスムーズな運営について検察・弁護双方に注意・警告があり、そうした結果、その他にも証人申請されていたのだけど、裁判進行のため何人かは省略となった様子なのです。同様に、弁護士側の証人もすでに大幅削減になったみたいです。

——悲しいかな、私には最終的に何人申請しているのかも分かってはいません。

ついでに、ちょっと先走ったことを言うことになりましたが、被告・弁護人の証人の尋問は12日(水)からで、それまでは陪審員はお休みだそうです。が、10日、11日、もしくはそのどちらかには、弁護側からの数多くの申し立てをめぐっての論戦になるものと私はみています。弁護士側の申し立

ては、これまでの証人尋問過程で、明確にウソの証言をした、もしくは信憑性に欠けた証言をした、といった人物の対して、その証人の証言すべてを削除もしくは部分削除をするということになります。(ウソ証言とか信憑性に欠けるという判断は、過去の調書との矛盾や他の証言との矛盾などから判定されています)

いきなり予告めいたことになってしまいました。第三週の報告としてやります。

全体のナガレとしては弁護士側有利ということに変わりはないと思うのですが、検察側が突然きたない手を用いて挽回を策したので、バランスが検察側へと傾いたかもしれません。

今週のインドネシア人(US人証人)の全員は警官(捜査と鑑識)でした。が、いろんなところで、証言や過去の調書などとの矛盾が顕在化し、この事件の捜査のいいかげんさやうさんくささが明らかにされてきました。それはまた、法廷において検察席に同席している FBI エージェントの調査・報告書のでたらめさも明らかにし、更には、公判廷で、私がどこに座るのかを証人に入れ知恵していたことも明らかになってしまいました。

これは検察側にとっては、とんでもないことです。

そこで検察側はあれこれとあがいて見せました。最初に、“92年の筆跡”なるものを云々しました。これは検事から、「それが被告の筆跡かどうかは明らかではないでしょう」と即刻、却下となりました。次には、“ネパールからワシントン DC へと連行中の筆跡”を云々しました。これもまた却下。

そこで「奥の手」として、その飛行機内で被告から押収したと称するフィリピン・パスポートと他の写真計4枚をモニターTVを使って写し出したのですが、画面に写し出されたのは私自身が驚くような写真へと変造されたものでした。

11年前 Mr.菊池が使ったといわれるパスポートのコピーがレンタル会社でつくられ、それを再度、白黒写真にしたものがあります。これは弁護側証人として提出されています。が、これでは顔は判然としません。勿論、私とは別人としか言いようがありません。

ところで、検察側は上記計15枚の写真のうち、弁護側にコピー提出していた1枚を除いた4枚に、多分コンピューター捜査をほどこして、その弁護側証拠に似せた顔に作り変え、それを公開したのです。つまり、本来の私の写真の公開ではなく、それに上記証拠の特徴のいくつかをもった顔へと変造したものを公開したのです。そうした変造・操作をはばかるように検察は、サッサッ、チラッチラッという汚口を使いました。

モニターTVを見ていた私もびっくりでした。実に薄気味の悪い、言うなれば「狂気のただよう顔」が次々と開示されたからです。おまけに明らかにインチキというのを示していました。口ヒゲつきの写真だったものから口ヒゲが消え、他方、口ヒゲなしの写真は口ヒゲつきになり、髪長さまで現在のそれとそっくりとなっていたのです。——私はネパールに行って、坊主のところと関係するようになったのを記念して、一旦、坊主刈りにしました。と同時に、口ヒゲもそったのです。その写真はそれから10日程たってからのもので、イガグリ頭、口ヒゲなし、仮に「坊主の修行をしている」と言ったものとしても十分、通用する時期のものでした。

わき道にそれた解説はどうでもいいとして、とにかく実に薄気味の悪い写真のディスプレイでした。この写真は結局、弁護士側からの申し立てが受け入れられ、証拠取り消しとまりました。「(写真を複製してパスポート写真サイズへと作ったものと検察側は言っているが)複製した以上、証拠能力に問題あり」というのが判事の裁定理由でした。しかし、モニターTVを通して陪審員の脳裏にうえ

つけられたであろう、“Mr.菊池と同一人物の可能性大なり”という強烈なイメージは、後に言葉では否定されるとしても、やはり、かなり不利に作用するものと考えます。

悪いイメージということでは、折しも、デンバーではオクラホマ爆弾事件の裁判が、ニューヨークでは世界貿易センター爆弾の裁判が行われており、そうしたニュースが毎日流されています。それを知った上ででしょうが、FBI 証人の中には、対テロ・反テロをむやみやたらと強調する者もいました。陪審員へのイメージ作戦であることは言うまでもありません。

以上のことを考えると、法廷弁術などでは弁護側が圧倒的に有利なのだけど、イメージ操作などで検察側がやや有利、というのが第三週というところでしょうか。

ちょっとくり返しになることも恐れずにまとめると次のようになるでしょう。

弁護側による検察証人に対する追及のなかで検察が冒頭陳述の中で犯人は私であるとした論理の主要ポイントが揺らいでしまいました。検察側の最大の拠り所であり、動かしがたい物証であった指紋も、ジャカルタ警察指紋班のいいかげんな言動や物証のうさんくさを浮き彫りにしてしまいました。

冒頭陳述の主要論理がぐらついてしまった上に、この事件を担当し、公判廷でも検察を支えている FBI エージェントが証人に工作していたことも明らかになってしまいました。それで、最後のあがきとでも言うべく、修正写真の開示という汚い手段をうってきたのです。

そんな状況だったら、「文句なしに勝ち!」なのですが、判事の証拠不採用の裁定理由が出てくる理由、つまり弁護士が公判廷においては一旦証拠として公開することに合意したという失点があります(弁護側が同意しなければ、検察は証拠を開示することはできないのです)。つまり、汚い手段を許すことになった、こちらのミスをも考え合わせなければならないのも、かなり深刻に把え(*ママ)ねばならないと私は考えているからです。

以下、公判と関連したエピソードを幾つか。

——検察側が一時的に座席にシフトしたことがありました。H 弁護士が証拠として提出するため、まず V 検事書類を提出。老眼の V 検事はそれを突き出しように読んでいたのだけれど、尋問を続けていた H 弁護士はそれを読み終えて突きかえしていると思ったのか、V 検事の手から取り上げてしまったのです。

このことから V 検事が H 弁護士の態度をここごとくに反発し、みにくい有様をさらすというハプニングがあり、みんなの失笑をかうということがありました。

——例の「奪還騒動」のせいか、公判に入ってから行き帰りのルートがめまぐるしく変わっています。おかげで私は拘置所←→裁判所の決まりきったルートではなく、いろんなところの「観光」を楽しませてもらえるということになっています。例えば、ポトマック河畔公園の中(わき道?)をくねくねと走ったり——春だったらどんなに桜がきれいだろうな...——、アーリントンに入ってからわざわざ河沿いにずっと走り、林の中を抜けて(実に紅葉が美しい!)気がいたら拘置所の近くにきていたり、などなど。

——ただし、一回ひどい目にあいました。裁判所の地下の仮監を出るとき、“今、腰に巻くチェーンがない、上に行けばあるから、それまで後ろ手錠(もちろん足錠をつけた上でのハナシ)”ということだったので、上にいったら今度は“チェーンを積んだ車は全て出払っている、な～にしばらくの辛抱だ”とそのまま車に押し込まれてしまいました。そもそもこの護送車は、乗用車の全部シー

トと後部シートの間仕切りパネルがはめ込んであり、後部シートに座られる私たちは膝がつかえるために正面をむいて座ることができません。それでも前手錠だと、背中の上部はほぼ背もたれに密着させることができます。ところが後ろ手錠のため、密着させえたのは(運転席の後ろに座らされたこともあって)左の肩からヒジまでのみ。当方の事情を理解していたためか(?), この運ちゃん、ポリスの特権を乱用して車線変更、路肩走行、割り込みなどすごい運転。その揺れに肩からヒジだけの密着で対応しようとするものだから私の左手はたちまちしびれだしてしまい、拘置所へたどりついた頃は、かなりの感覚喪失状況、手錠から解放された後、しばらくマッサージせざるをえませんでした。言うまでもないでしょうが、この日に限って外の景色は私の脳にはなんら反映しませんでした。

——金曜日の公判午前の部が終わって地下の仮監へ戻ったら、なんと昼食(用のサンドイッチ入り袋)はもうなし。私自身の体験・目撃としてこれが三回目。これまでの二回は同房者と分け合って食べたりしてしのいだが、この日は同房者はすでに拘置所へ帰っていたし、在房していても食べ終わった後だったでしょう。

何故こういうことが起こるのかというと、USのポリスの腐敗のため。つまり本来は頭数どおりにあるはずの袋が、顔見知りの者(?)には二つも与えられたりするため、足りなくなってしまう。

おかげで、午後の法廷は腹ペこで大変だったのですが、良いことも。それは弁護士側が手配してくれたのか、普通の人が食うバーガーランチが用意されていたということ、うまかった。けど、この時は「5分間のみ休廷」ということだったので、味わっている余裕はなく、とにかくムシャムシャほおぼっては飲み下し。なんとか食べ終わって、出廷を待っていたら、もう今日はこれで終わり、だって。それならそうと言って欲しかった。あははは....